

- 輸出貿易管理令別表第二の四四の項の規定に基づき、仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物を指定する等の件

通商産業省告示第百二十四号（平成五年三月二十六日）

改正 通商産業省告示第五百七十号（平成七年十月二日）

通商産業省告示第七百四十四号（平成十二年十二月十八日）

経済産業省告示第二百五十七号（平成十三年三月三十日）

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の四四の項の規定に基づき、仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物を次のように指定し、平成五年四月一日から施行する。

なお、平成三年通商産業省告示第三百三十号（輸出貿易管理令別表第二の四三の項の規定に基づき、仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物を指定する等の件）は、平成五年三月三十一日限り、廃止する。

輸出貿易管理令別表第二の四四の項の経済産業大臣が指定する仕向国における特許権、意匠権、商標権又は著作権を侵害すべき貨物は、次のいずれかに該当するものとする。

一 仕向国における特許権を侵害すべき貨物

トーキングティース（義歯をかたどり、ぜんまいによつて物をかむように動くおもちゃであつて、アメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）

二 仕向国における意匠権を侵害すべき貨物

1 直径二ミリメートルの白点を付したシャープペンシル

2 ネッキ型のジグザグミシン（カナダ又はアメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）

3 意雑第一号から第三号まで（経済産業省製造産業局及び経済産業局に備え付ける雑貨意匠台帳によって現示するもの）又はこれと類似の意匠を使用した貨物

4 意織第一号から第五十六号まで（経済産業省製造産業局及び経済産業局に備え付ける繊維意匠台帳によって現示するもの）又はこれと類似の意匠を使用した貨物

三 仕向国における商標権を侵害すべき貨物

1 「WING FOOT」又はこれと類似の商標を付したラバーヒール

2 「UNIVERSAL」若しくは「UNIVERSAL EVERSEW」又はこれらと類似の商標を付したミシン

3 「HERCULESS」又はこれと類似の商標を付した自転車及びその部分品

4 「SHEAFFER」又はこれと類似の商標を付したシャープペンシル

5 「555」又はこれと類似の商標を付したスナップボタン（フィリピン又はアメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）

6 「ZIPPO」又はこれと類似の商標を付したシガレットライター

7 「Raleigh」、「Brampton」、「Phillips」、「B.S.A」、「Terry」若しくは「Hima」又はこれらと類似の商標を自転車及びその部分品

8 「MERITONE」若しくは「MEDITONE」又はこれらと類似の商標を付

した蓄音機針及びそのケース

- 9 「RONSON」又はこれと類似の商標を付したライター及びその部分品（アメリカ合衆国を仕向地として輸出するものに限る。）

四 仕向国における著作権を侵害すべき貨物

- 1 ピーターラビット（フレデリック・ウォーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「ピーターラビットのお話」という絵本の中の青色の上衣を着た小兎をいう。）をかたどった陶磁器製のおもちゃ又はこれと類似の貨物
- 2 トムキッティン（フレデリック・ウォーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「トムキッティンのお話」という絵本の中の小猫をいう。）をかたどった陶磁器製のおもちゃ又はこれと類似の貨物
- 3 ティギイウィンクル夫人（フレデリック・ウォーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「ティギイウィンクル夫人のお話」という絵本の中のはりねずみをいう。）をかたどった陶磁器製のおもちゃ又はこれと類似の貨物
- 4 ベンジャミンバアニイ（フレデリック・ウォーン商会の出版権で発行されているピートリックス・ポーター所有の著作権に係る「ベンジャミン・バアニイのお話」という絵本の中の茶褐色の上衣を着た小兎をいう。）をかたどった陶磁器製のおもちゃ又はこれと類似の貨物

五 原産地を誤認させるべき貨物

仮に陸揚げした貨物であって「MADE IN JAPAN」又はこれと類似の表示を付した外国製のもの